

四国中央市立地適正化計画 新旧対照表（概要版）

頁	現行	変更後（案）
表紙	平成 30 年 3 月	平成 30 年 3 月 令和 3 年 3 月変更を追加
1	<p>■目標年次</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 20 年後（西暦 2037 年頃、<u>平成 49 年頃</u>） 	<p>■目標年次</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 20 年後（西暦 2037 年頃、<u>令和 19 年頃</u>）
3	<p>■人口の将来見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の総人口は、平成 2 年（1990 年）の 97,215 人をピークに、それ以降減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると本市の人口は、<u>平成 72 年</u>（2060 年）には 49,558 人となり、平成 22 年（2010 年）の半数程度まで人口減少が進むと試算されています。 <p>人口分布の図（下）の見出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口分布（<u>H62</u>） 	<p>■人口の将来見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の総人口は、平成 2 年（1990 年）の 97,215 人をピークに、それ以降減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると本市の人口は、<u>令和 42 年</u>（2060 年）には 49,558 人となり、平成 22 年（2010 年）の半数程度まで人口減少が進むと試算されています。 <p>人口分布の図（下）の見出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口分布（<u>R32</u>）
6	<p>②考慮すべき地域</p> <p>表中、「都市計画運用指針」の「原則含まない」の「土砂災害特別警戒区域」の判断。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>原則、除外 ※ただし、河川上流にて砂防堰堤工事が予定されている場合は含める</u>」 	<p>②考慮すべき地域</p> <p>「都市計画運用指針（再掲）」の表中、「原則含まない」の「土砂災害特別警戒区域」の判断。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>除外</u>」
	<p>②考慮すべき地域 表中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>適当か判断を行う</u>」の欄に<u>新規に行を追加</u> 	<p>②考慮すべき地域 表中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域（大規模盛土造成地）</u>」「<u>区域あり</u>」「<u>造成宅地防災区域に指定された場合、除外</u>」
	災害の危険性 下側の図の吹き出し	災害の危険性 下側の図の吹き出し

頁	現行	変更後（案）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(新規)</u> ・ 「土砂災害特別警戒区域があるが、河川上流にて砂防堰堤が整備予定のため含む」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（西の浜（西ノ浜）・中須古町・塩谷・大門）</u>」の吹き出しを追加 ・ 「土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（不老谷川）」
7	<p>①新たな都心部拠点（三島川之江 IC 周辺）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の新都心拠点であり、市民文化ホールの建設も予定されていることから、流通、商業、文化の発展を促すための都市機能を誘導する区域として設定します。 <p>②市街地拠点（JR 川之江駅周辺）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR 川之江駅周辺を中心に、都市再生整備計画による市街地整備を実施しており、中心市街地の賑わいの再生や、公共公益サービス機能の維持・向上を図るための区域として設定します。 ・ 商業系の用途を中心とした公共交通の利便性の高い範囲である都市再生整備計画区域に加え、行政サービス機能を有する川之江庁舎周辺を含む主要幹線道路（新たに整備された塩谷・小山線、県道 5 号川之江大豊線、県道 9 号大野原川之江線）に囲まれた範囲で都市機能誘導区域を設定しています。 	<p>①新たな都心部拠点（三島川之江 IC 周辺）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の新都心拠点であり、市民文化ホールが開館したことから、流通、商業、文化の発展を促すための都市機能を誘導する区域として設定します。 <p>②市街地拠点（JR 川之江駅周辺）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR 川之江駅周辺を中心に、都市再生整備計画による市街地整備が完了しており、中心市街地の賑わいの再生や、公共公益サービス機能の維持・向上を図るための区域として設定します。 ・ 商業系の用途を中心とした公共交通の利便性の高い範囲である都市再生整備計画区域に加え、行政サービス機能を有する川之江窓口センター周辺を含む主要幹線道路（新たに整備された塩谷・小山線、県道 5 号川之江大豊線、県道 9 号大野原川之江線）に囲まれた範囲で都市機能誘導区域を設定しています。
11	<p>区域図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規</u> 	<p>区域図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域図に「<u>市民文化ホール</u>」の箇所を追加
12	<p>②市街地拠点（JR 川之江駅周辺）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>図（新規）</u> 	<p>②市街地拠点（JR 川之江駅周辺）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図に「<u>急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（西の浜（西ノ浜）地区、中須古町地区）</u>」の吹き出しを追加

頁	現行	変更後（案）
12	図の凡例中 ・ <u>凡例に新規追加</u>	図の凡例中 ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）</u>
	図中 ・ <u>新規追加</u>	図中 ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）の位置（3箇所）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）の位置（8箇所）</u>
13	③市街地拠点（JR伊予三島駅周辺） ・ <u>図（新規）</u>	③市街地拠点（JR伊予三島駅周辺） ・ 図に「 <u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（不老谷川）</u> 」の吹き出しを追加
17	②考慮すべき地域（居住誘導区域に含まないこととされる区域／含めるか判断すべき区域） 表中の「都市計画運用指針（再掲）」の「原則含まない」の「土砂災害特別警戒区域」の判断。 ・「 <u>原則、除外 ※ただし、河川上流にて砂防堰堤工事が予定されている場合は含める</u> 」	②考慮すべき地域（居住誘導区域に含まないこととされる区域／含めるか判断すべき区域） 表中の「都市計画運用指針（再掲）」の「原則含まない」の「土砂災害特別警戒区域」の判断。 ・「 <u>除外</u> 」
	②考慮すべき地域 表中 ・「 <u>適当か判断を行う</u> 」の欄に <u>新規に行を追加</u>	②考慮すべき地域 表中 ・「 <u>その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域（大規模盛土造成地）</u> 」「 <u>区域あり</u> 」「 <u>造成宅地防災区域に指定された場合、除外</u> 」
20	居住誘導区域拡大図（JR伊予土居駅付近） ・ <u>図（新規）</u>	居住誘導区域拡大図（JR伊予土居駅付近） ・ 図に「 <u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（古子川）</u> 」の吹き出しを追加
21	居住誘導区域拡大図（JR赤星駅付近） ・ <u>図（新規）</u>	居住誘導区域拡大図（JR赤星駅付近） ・ 図に「 <u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（面白川）</u> 」の吹き出しを追加

頁	現行	変更後（案）
		出しを追加
22	居住誘導区域拡大図（豊岡町付近） ・ <u>図（新規）</u>	居住誘導区域拡大図（豊岡町付近） ・ 図に「 <u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（面白川）</u> 」の吹き出しを追加
24	居住誘導区域拡大図（寒川町付近） ・ <u>図（新規）</u>	居住誘導区域拡大図（寒川町付近） ・ 図に「 <u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（大谷川）</u> 」の吹き出しを追加
25	居住誘導区域拡大図（JR伊予三島駅付近） ・ <u>図（新規）</u>	居住誘導区域拡大図（JR伊予三島駅付近） ・ 図に「 <u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（不老谷川）</u> 」の吹き出しを追加
26	区域図 ・ <u>新規</u>	区域図 ・ 区域図に「 <u>市民文化ホール</u> 」の箇所を追加
27	居住誘導区域拡大図（上分町付近） ・ <u>図（新規）</u> ・ <u>図（新規）</u> ・ <u>図（新規）</u>	居住誘導区域拡大図（上分町付近） ・ 図に「 <u>急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（西の浜（西ノ浜）地区、中須古町地区）</u> 」の吹き出しを追加 ・ 図に「 <u>土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（塩谷地区）</u> 」の吹き出しを追加 ・ 図に「 <u>土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（大門地区）</u> 」の吹き出しを追加
	図の凡例中 ・ <u>凡例に新規追加</u>	図の凡例中 ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）</u>
	図中	図中

頁	現行	変更後（案）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規追加</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）の位置（3箇所、一部も表示）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）の位置（7箇所）</u>
28	<p>居住誘導区域拡大図（JR 川之江駅付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>図（新規）</u> ・ <u>図（新規）</u> ・ <u>図（新規）</u> <p>図の凡例中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>凡例に新規追加</u> <p>図中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規追加</u> 	<p>居住誘導区域拡大図（JR 川之江駅付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図に「<u>急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（西の浜（西ノ浜）地区、中須古町地区）</u>」の吹き出しを追加 ・ 図に「<u>土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（塩谷地区）</u>」の吹き出しを追加 ・ 図に「<u>土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（大門地区）</u>」の吹き出しを追加 <p>図の凡例中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）</u> <p>図中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）の位置（3箇所）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）の位置（8箇所）</u>
29	<p>■誘導施策の設定 図中の最下段左から3つ目の枠中</p> <p>①ネットワークの充実の下段の<u>誘導施策</u></p> <p><u>地域公共交通網形成計画の策定</u></p>	<p>■誘導施策の設定 図中の最下段左から3つ目の枠中</p> <p>①ネットワークの充実の下段の<u>誘導施策</u></p> <p><u>地域公共交通計画の策定</u></p>
30	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこで、既存の公共交通網の充実や新たなネットワークの検討など地域公共交通網に関する総合的なあり方を検討するため、<u>地域公共交通網形成計画の策定</u>を行います。 <p>「誘導施策」の図中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域公共交通網形成計画の策定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこで、既存の公共交通網の充実や新たなネットワークの検討など地域公共交通網に関する総合的なあり方を検討するため、<u>地域公共交通計画の策定</u>を行います。 <p>「誘導施策」の図中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域公共交通計画の策定</u>

頁	現行	変更後（案）
32	図中の下段から2つ目 ①ネットワークの充実の下段の誘導施策 地域公共交通網形成計画の策定	図中の下段から2つ目 ①ネットワークの充実の下段の誘導施策 地域公共交通計画の策定
33	■評価指標と目標値、中間目標 ・中間目標 平成34年（2022年）の文章中 ○地域公共交通網形成計画の策定に着手 ・表中、注：にある「平成（Hを含む）」年号のすべて 図中の誘導施策の文中 ・地域公共交通網形成計画の策定、都市・地域総合交通戦略の策定	■評価指標と目標値、中間目標 ・中間目標 令和4年（2022年）の文章中 ○地域公共交通計画の策定に着手 ・表中、注：にある「平成（Hを含む）」を「令和（Rを含む）」年号 図中の誘導施策の文中 ・地域公共交通計画の策定、都市・地域総合交通戦略の策定
34	「評価指標」の表中、②居住誘導区域内の人口密度の維持 ・居住誘導区域内の人口密度 30.2人/ha ⇒ 30人/ha ■評価指標及び目標値、中間目標 ・表中、注：にある「平成（Hを含む）」年号のすべて	「評価指標」の表中、②居住誘導区域内の人口密度の維持 ・居住誘導区域内の人口密度 30.4人/ha ⇒ 30人/ha ■評価指標及び目標値、中間目標 ・表中、注：にある「平成（Hを含む）」を「令和（Rを含む）」年号
36	■都市機能誘導区域に係る届出 ・都市再生特別措置法108条に基づき、本計画で定めた都市機能誘導区域外で次の行為を行おうとする場合は届出が必要となります。 【届出の対象となる行為】表 ・(追加)	■都市機能誘導区域に係る届出 ・都市再生特別措置法第108条及び第108条の2に基づき、本計画で定めた都市機能誘導区域外で次の行為を行おうとする場合及び都市機能誘導区域内の誘導施設の休止・廃止は届出が必要となります。 【届出の対象となる行為】表 ・表に「休止・廃止」「都市機能誘導区域内の誘導施設を休止し、又は廃止する場合」の行を追加
裏表紙	・作成日／平成30年(2018年)3月	・作成日／令和3年(2021年)3月